

国籍法改正案、参議院本会議で可決!

!

12/5 国籍法改正案、可決。

2008年12月5日、公明、民主主導のもと、参議院にて国籍法改正案が可決されました。

改正内容は「日本国籍を持つ父親が認知すれば、外国籍の女性の子どもの日本国籍取得が可能になる」というものです。従来の国籍法では、「父親と母親の婚姻と、父親による認知」が、子どもの国籍取得の条件でした。今回の改正により、国籍取得が容易になったのです。

しかし、この改正案には落とし穴があります。

!!

国籍法改正案の"落とし穴"

1. 外国籍の女性が、「自分の子は日本人との子どもだ」と訴え出る
2. 日本国籍を持つ男性に、子どもを認知してもらう
3. 日本国籍を持つ男性に事実確認の聴取を行う（親子関係の確認として“できれば”写真提出）
これだけで、外国籍の女性の子どもは日本国籍を取得できることになっています。
このとき、日本国籍を持つ男性と認知した子どもの血縁関係を医学的に証明する義務はなく、また、男性には認知した子どもを扶養する義務が実質課せられていない（扶養事実の確認がない）のが現状です。

!!!

罰則（懲役1年以下、または罰金20万円以下）

この法案単体での罰則は懲役1年以下、または罰金20万円以下となっています。これは、日本国籍を取得することのメリットと比較すると、非常に小さなものです。その他にも公文書偽造など余罪がつきますが、虚偽の申告を暴くことが非常に困難であることから、法的拘束力はあってないようなものです。

起こりうること

・改正案の悪用

偽装認知ビジネスの横行→婚姻関係の一人の男性が何人でも認知できることから、生活保護など、福祉財政の圧迫→日本国籍を得たものの、日本語を話せないために就労できず、生活保護受給者が増加。

日本国籍のテロリスト誕生→日本のパスポートは信用性が高く、多くの国にビザなしで滞在が可能なため。

・外国での例

改正案と同様の法律があるドイツでは、滞在許可の期限が切れて出国義務のある女性が、ドイツ国籍を有するホームレスにお金を払い、自分の息子を認知してもらうという事件が発生。認知を無効にする法律が近年成立しましたが、その間10年という月日が経過しています。

●現在の状況

改正案は12/5現在、参議院本会議にて可決済みです。参議院法務委員会に提出された陳情書は1600通を超え、この改正案の問題点に気づいた人々が反対の声をあげましたが、その声は一部の議員を除き、届きませんでした。各メディアは成立直前になってこの法律について言及を始め、国民の目の届かない場所でひそりと可決された感が否めません。

また、この国籍法改正案の裏で、外国人地方参政権や、二重国籍を認める動きもあります。これらは、国籍法と並んで、むしろそれ以上に問題を引き起こす可能性を秘めています。これらの問題について、広く知っていただくことが必要です。

反対の声を届けるのは今しかありません。

詳しくはこちら→

国籍法 まとめ

検索

